

ID: 158

処分の概要	高額介護サービス費の助成金の返還
例 規 名根 拠条項	聖籠町介護事業実施規則 第49条
例規番号	平成12年 規則第17号

【根拠条文】

(助成金の返還)

第四十九条 虚偽、その他不正の手段により助成金を受給したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日 平成 22 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日